

静岡県がんセンター局管理規程第7号

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年3月24日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 石野 眞澄

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程（平成25年静岡県がんセンター局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の申請)</p> <p>第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>修学資金貸与申請書兼誓約書</u>（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者が定める期日までに提出しなければならない。ただし、申請者は、第1号及び第2号に規定する書類について、やむを得ない理由により、申請者が提出できないものと管理者が認める場合は、学生証又は成績通知書の原本を管理者が確認することによって、これらに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>連帯保証人の印鑑証明書</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前年度に本修学資金の貸与を受けている者で、引き続き本修学資金の貸与を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、<u>修学資金継続貸与申請書兼誓約書</u>（様式第2号）に同項に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 申請者のうち返還資金の貸与を受けようとする者は、第1項に規定する書類に加え、返還資金貸与申請書（様式第2号の2）及び修学資金貸与証明書（様式第2号の3）を提出しなければならない。</p> <p><u>(連帯保証人)</u></p>	<p>(貸与の申請)</p> <p>第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>修学資金貸与申請書</u>（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者が定める期日までに提出しなければならない。ただし、申請者は、第1号及び第2号に規定する書類について、やむを得ない理由により、申請者が提出できないものと管理者が認める場合は、学生証又は成績通知書の原本を管理者が確認することによって、これらに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>修学資金貸与条件等確認表</u>（様式第1号の2）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前年度に本修学資金の貸与を受けている者で、引き続き本修学資金の貸与を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、<u>修学資金継続貸与申請書</u>（様式第2号）に同項に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 申請者のうち返還資金の貸与を受けようとする者は、第1項に規定する書類に加え、返還資金貸与申請書（様式第3号）、<u>修学資金貸与証明書</u>（様式第3号の2）及び<u>修学資金貸与条件等確認表</u>（返還資金用）（様式第3号の3）を提出しなければならない。</p>

第5条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならぬ。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者としなければならない。ただし、管理者が適当と認める場合は、連帯保証人のうち1人は申請者と同一の生計を営む成年者とすることができる。

3 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

4 修学資金（返還資金を含む。第11条の2を除き、以下同じ。）の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又は受けた者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人が死亡した場合、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じた場合は、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（貸与の決定）

第6条 管理者は、第4条の申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び面接を行い、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、第4条第2項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知することができる。

（他機関貸付金の返還手続）

第6条の2 返還資金の貸与を受けた者は、速やかに、他機関貸付金の全額を当該機関に返還し、

（貸与の決定）

第5条 管理者は、第4条の申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び面接を行い、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、第4条第2項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知することができる。

3 貸与の決定を受けた申請者は、誓約書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて管理者が定める期日までに管理者に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑証明書

(2) 修学資金振込先口座届（様式第4号の2）

4 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、貸与を受けることを辞退したものとみなす。

（他機関貸付金の返還手続）

第5条の2 返還資金の貸与を受けた者は、速やかに、他機関貸付金の全額を当該機関に返還し、

管理者に修学資金返還証明書（様式第3号の2）を提出しなければならない。

2 （略）

（貸与契約の解除等）

第7条 （略）

2 （略）

3 管理者は、前2項の規定による貸与契約の解除又は貸与の停止をした場合は、第1項第1号に該当する場合は連帯保証人に、前条第2項並びに第1項第2号から第8号まで及び前項に該当する場合は本人に通知する。

（借用証書の提出）

第8条 修学生は、前条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき又は修学資金の貸与期間が満了したとき若しくは返還資金の貸与を受けたときは、直ちに借用証書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（返還債務の裁量免除）

管理者に修学資金返還証明書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 （略）

（連帯保証人）

第6条 貸与の決定を受けた申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者としなければならない。ただし、管理者が適当と認める場合は、連帯保証人のうち1人は申請者と同一の生計を営む成年者とすることができる。

3 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

4 修学資金（返還資金を含む。第11条の2を除き、以下同じ。）の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又は受けた者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人が死亡した場合、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じた場合は、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（貸与契約の解除等）

第7条 （略）

2 （略）

3 管理者は、前2項の規定による貸与契約の解除又は貸与の停止をした場合は、第1項第1号に該当する場合は連帯保証人に、第5条の2第2項並びに第1項第2号から第8号まで及び前項に該当する場合は本人に通知する。

（借用証書の提出）

第8条 修学生は、前条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき又は修学資金の貸与期間が満了したとき若しくは返還資金の貸与を受けたときは、直ちに借用証書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

（返還債務の裁量免除）

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。なお、同項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合は当該理由を証明する書類を、同項第4号に該当する場合は看護師の業務に従事することができなくなったことを証する書類を添付するものとする。

4・5 (略)
(返還)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 返還義務者(第12条第1項の規定により返還債務の履行を猶予されている者を除く。)は、その事由が生じた日(第10条第3項の規定により返還債務の裁量免除の申請をした場合は、その申請に対する決定の通知を受けた日、第12条第1項の規定により返還債務の履行を猶予されていた場合は、その理由が解消された日)から起算して15日以内に、修学資金返還計画書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 (略)

2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第7号)に、次の各号に規定する区分に応じた書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 第1項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、猶予が決定された年度の翌年度から猶予を受けなくなるまでの間、毎年度4月15日までに猶予を受けた状況が継続していることを証明する書類を添えて、修学資金返還猶予現況報告書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。なお、同項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合は当該理由を証明する書類を、同項第4号に該当する場合は看護師の業務に従事することができなくなったことを証する書類を添付するものとする。

4・5 (略)
(返還)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 返還義務者(第12条第1項の規定により返還債務の履行を猶予されている者を除く。)は、その事由が生じた日(第10条第3項の規定により返還債務の裁量免除の申請をした場合は、その申請に対する決定の通知を受けた日、第12条第1項の規定により返還債務の履行を猶予されていた場合は、その理由が解消された日)から起算して15日以内に、修学資金返還計画書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 (略)

2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第10号)に、次の各号に規定する区分に応じた書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 第1項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、猶予が決定された年度の翌年度から猶予を受けなくなるまでの間、毎年度4月15日までに猶予を受けた状況が継続していることを証明する書類を添えて、修学資金返還猶予現況報告書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

(届出)

第14条 修学生又は借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所等を変更したとき。氏名住所等変更届 (様式第9号)
- (2) 退学したとき。退学届 (様式第10号)
- (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。休学停学届 (様式第11号)
- (4) 復学したとき。復学届 (様式第12号)
- (5) 修学資金の貸与を辞退するとき。修学資金貸与辞退届 (様式第13号)
- (6) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。連帯保証人届出事項変更届 (様式第14号)

2 連帯保証人は、修学生又は借受者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合は、速やかにその旨を死亡失踪届 (様式第15号) により管理者に届け出なければならない。

(届出)

第14条 修学生又は借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所等を変更したとき。氏名住所等変更届 (様式第12号)
- (2) 退学したとき。退学届 (様式第13号)
- (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。休学停学届 (様式第14号)
- (4) 復学したとき。復学届 (様式第15号)
- (5) 修学資金の貸与を辞退するとき。修学資金貸与辞退届 (様式第16号)
- (6) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。連帯保証人届出事項変更届 (様式第17号)

2 連帯保証人は、修学生又は借受者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合は、速やかにその旨を死亡失踪届 (様式第18号) により管理者に届け出なければならない。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

修学資金貸与申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

申請者 氏名

印

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	ふりがな					(写真添付欄) 1 大きさ 縦36~40mm 横24~30mm 2 本人単身胸から上 3 写真裏面に記名の上、 のりづけ
	氏名					
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)				
	住所	〒 - 電話番号 () -				
	メールアドレス	@				
養成施設	名称			現学年	年	
	所在地	〒 - 電話番号 () -				
	入学年月日	年 月 日		卒業予定年月	年 月	
卒業した高等学校の名称				卒業年月	年 月	
家族状況	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	住所	電話番号
面接希望			第1希望		第2希望	
	面接日					
	面接会場名					
採用試験受験状況			受験済		受験予定 (月)	

<看護師を希望する理由>

*家族状況は二親等以内の親族を4人以内で記入してください。

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

修学資金貸与条件等確認表

確認項目	チェック欄
看護師養成施設（以下「養成施設」という。）卒業後に静岡県立静岡がんセンター（以下「当センター」という。）で看護師としての勤務を希望していること。	
「修学資金貸与申請書」を提出しても、予算等の関係上、希望と一致しない可能性（不貸与の決定）があること。	
卒業後に看護師として就業することにより返還が免除される他の医療機関等からの修学資金との併用はできないこと。	
修学資金は年額60万円を申請時期により年間4回又は3回に分割し、貸与されること。	
養成施設の正規の修学期間を超えて貸与が行われないこと。	
「誓約書」を提出するにあたり、連帯保証人が2人必要なこと。	
連帯保証人は以下の条件に該当しなければならないこと。 ① 2人はそれぞれ独立の生計を営む成年者であること。 ② 申請者が未成年者である場合、1人は申請者の法定代理人であること。	
翌年度以降も貸与を希望する場合は、修学資金継続貸与申請書等の提出が必要なこと。	
状況に応じて提出しなければならない書類があること。（氏名・住所を変更した場合、退学・休学・停学・復学した場合、貸与を辞退する場合、連帯保証人の氏名・住所等に変更があった場合、破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じた場合 など）	
修学資金の貸与契約を解除することがあること。 ・退学した場合 ・修学の見込みがなくなった場合 ・貸与を辞退する場合 ・学業成績又は性行が著しく不良となった場合 ・届けを怠った場合 ・偽りその他不正な手段により貸与を受けた場合 など	
修学資金の貸与の有無と採用試験の可否は無関係であり、当センターへ就職するには別に実施される看護職員採用試験に合格する必要があること。	
返還債務の免除には条件を満たす必要があること。（養成施設を卒業して13ヶ月以内に看護師の免許を取得し、貸与を受けた期間に相当する期間を当センターにおいて看護業務に従事した場合）	
返還債務の免除条件が満たされない場合、貸与された修学資金の一部又は全部を返還すること。	
修学資金を返還するときは、返還しなければならない額を5万円で除した月数の期間に毎月5万円の均等割りで返還しなければならないこと。（一括返還することも可能）	
返還すべき日までに返還しなかった場合は、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、当該返還額の年10.75%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない場合があること。	
均等払いの返還金の支払いを継続して怠った場合、返還すべき修学資金の全額又は一部について直ちに支払うことを命ぜられる場合があること。	
上記について確認しました。 年 月 日 氏名	印

※上記は主要事項になります。詳細については静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程をご確認ください。（同規程は当院ホームページに掲載しています。また、貸与決定後、貸与者全員に送付します。）

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

修学資金継続貸与申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

申請者 修学生番号

氏 名

印

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金を継続して貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生（満 歳）				
	住所	〒 電話番号（ ） -				
	メールアドレス	@				
養成施設	名称					
	所在地	〒 電話番号（ ） -				
	現学年	年	卒業予定年月		年 月	
家族状況	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	住所	電話番号

*家族状況は二親等以内の親族を4人以内で記入してください。

様式第2号の2（第4条関係）を削り、様式第2号の3（第4条関係）を様式第3号の2（第4条関係）とし、様式第3号（第5号関係）を削り、様式第3号の2（第4条関係）を様式第5号（第5条関係）とし、様式第4号を様式第7号とし、様式第6号を様式第9号とし、様式第7号を様式第10号とし、様式第8号を様式第11号とし、様式第9号を様式第12号とし、様式第10号を様式第13号とし、様式第11号を様式第14号とし、様式第12号を様式第15号とし、様式第13号を様式第16号とし、様式第14号を様式第17号とし、様式第15号を様式第18号とする。

様式第5号中「産前産後休暇」を削除するとともに、同様式を様式第8号に改める。

様式第2号の次に次の様式を加える。

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

返還資金貸与申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

申請者 氏名

印

静岡県立静岡がんセンターでの勤務を希望し、返還資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与を受けている機関名等	機関名	
	所在地	〒 電話番号 () -
	勤務を希望していた施設名	
	勤務を希望していた施設の所在地	〒 電話番号 () -
	貸与を受けた期間	年 月 (学年) から 年 月 (学年) まで (貸与月数⑦ 月)
	貸与を受けた額	月額 円 × (⑦ 月) = (貸与総額 円)
返還資金申請額	【貸与月額 (5万円を上限とする) × 貸与月数⑦ = 返還資金申請額】 (円) × (月) = <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> 円	

* 返還資金の対象となる機関は、貸与を受け、勤務を希望していた施設が静岡県内に所在するものを除きます。

様式第3号の2の次に次の3様式を加える。

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

誓約書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金の貸与を受けるにあたり、下記のとおり誓約します。
 なお、私は、地方公務員法第16条の各号に規程する者に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程の規定を遵守することを誓います。
- 2 修学資金の返還債務が生じた場合は、返済期間内に誠意をもって確実に返還することを誓います。
- 3 修学資金の返還に滞りがあった場合は、貸与された修学資金の全部又は一部について直ちに返還を命ぜられても異議はなく、指示に従い返還することを誓います。
- 4 他の機関からの修学資金については貸与を受けていない、又は受けようとしていないことを誓います。

以上

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、同人に誓約どおり履行させるとともに、借受の債務を連帯して負担します。

連帯保証人	ふりがな			本人との関係	
	氏名	印			
	生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
	住所	〒 - 電話番号 () -			
連帯保証人	ふりがな			本人との関係	
	氏名	印			
	生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
	住所	〒 - 電話番号 () -			

*連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が自書し、印鑑登録した印鑑で押印してください。

*連帯保証人それぞれの印鑑証明書を1通ずつ添付してください。ただし、継続して貸与を受ける場合で、先に提出された誓約書等に添付した印鑑証明書と変更がない場合は、添付を省略することができます。

様式第4号の2 (第5条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

修学資金振込先口座届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

法定代理人*1

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

下記のとおり届け出ます。

記

口座情報	金融機関名	金融機関名				支店名		
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金						
	口座番号							
	口座名義							

*1 法定代理人欄は修学生が未成年の場合のみ署名、捺印願います。

*2 振込先口座は必ず修学生本人名義の口座としてください。

*3 金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義の分る通帳のページ（通帳がない口座の場合は、キャッシュカード等それに代わるもの）の写を添付してください。

*4 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名、預金種目、口座番号を記載してください。

(例：二三八支店 普通 口座番号 9999999)

様式第 5 号の次に次の様式を加える。

様式第6号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

連帯保証人変更届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号

次のとおり連帯保証人の変更について届け出ます。

1 変更の理由

死亡 ・ 破産宣告 ・ その他（具体的な理由を記載すること）

2 変更される連帯保証人

ふりがな			本人との 関係	
氏名				
生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
住所	〒 電話番号 () -			

連帯保証書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

私は、上記連帯保証人に代わり、届出者に修学資金の返還債務が生じたときは、本人と連帯して負担します。

連 帯 保 証 人	ふりがな			本人との 関係	
	氏名	印			
	生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
	住所	〒 電話番号 () -			

*連帯保証人の欄への記入は、連帯保証人本人が自書、押印してください。

*使用する印は、登録されている印鑑としてください。

*連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

附 則

この管理規程は、平成29年3月24日から施行する。